

岩手県告示第623号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨岩手県土地改良事業団体連合会会長から次のとおり通知があった。

平成21年7月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 盛岡市、花巻市、北上市、久慈市、釜石市、岩手郡雫石町、紫波郡紫波町、和賀郡西和賀町、下閉伊郡岩泉町及び下閉伊郡川井村
- 2 公共測量を実施する期間 平成21年7月8日から同年9月30日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（航空写真カラー撮影・デジタルオルソ画像作成）